

京都市交通局管理規程第2号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年10月9日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

別表第1第3号中

「

69	二条駅西口 ～ 桂駅東口	四条大宮，上野橋，千代原口，物集女
----	--------------	-------------------

」を

「

69	二条駅西口 ～ 桂駅東口	四条大宮，上野橋，千代原口，物集女，洛西口駅前，JR桂川駅前，牛ヶ瀬
----	--------------	------------------------------------

」に

「

西4	洛西バスターミナル ～ JR桂川駅前	西竹の里町，北福西町一丁目，洛西口駅前
----	--------------------	---------------------

」を

「

西4	洛西バスターミナル ～ JR桂川駅前	西竹の里町，北福西町一丁目，洛西口駅前
特西4	洛西バスターミナル ～ JR桂川駅前	東新林町，新林センター前，西竹の里町，南福西町，洛西口駅前

」に

改める。



(26) 特西4号系統

タ ー 西 ミ バ ナ ル ス	北 福 西 町	向日 回 生 病 院 前	J R 桂 川 駅 前
		円 150	円 150
	円 160	円 190	円 240

附 則

この規程は、平成26年10月10日から施行する。

(交通局自動車部運輸課)